

第36号議案

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月15日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第1条 加東市税条例（平成18年加東市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の右に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 加東市税条例（平成18年加東市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

(加東市都市計画税条例の一部改正)

第3条 加東市都市計画税条例（平成18年加東市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の右に「若しくは第61条」を加える。

第4条 加東市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

第36号議案 要旨

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、加東市税条例及び加東市都市計画税条例の規定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 固定資産税関係

課税標準の特例の新設に伴う読替規定の改正及び法規定により課税標準の特例に係る割合を市町村の条例で定めることとされた割合を定めること。

【附則第10条、附則第10条の2】

イ 軽自動車税関係

軽自動車税の環境性能割の非課税措置について、その適用期限を6月延長すること。

【附則第15条の2】

ウ 徴収猶予関係

令和2年2月1日から納期限までの一定の期間において収入に相当の減少があった場合に無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例措置に係る手続等を定めること。

【附則第24条】

(2) 加東市税条例の一部改正（第2条関係）

ア 固定資産税関係

法改正による条ずれに伴う引用規定の改正を行うこと。

【附則第10条、附則第10条の2】

イ 個人の市民税関係

(ア) イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除適用に係る規定を新たに定めること。

【附則第25条】

(イ) 住宅借入金等特別税額控除の特例について、適用要件を弾力化する規定を新たに定めること。

【附則第26条】

(3) 加東市都市計画税条例の一部改正（第3条関係）

課税標準の特例の新設に伴う読替規定の改正を行うこと。

【附則第 1 1 項】

- (4) 加東市都市計画税条例の一部改正（第 4 条関係）
法改正による条ずれに伴う引用規定の改正を行うこと。

【附則第 1 1 項】

3 施行期日

- (1) 第 1 条及び第 3 条の規定 公布の日
(2) 第 2 条及び第 4 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市税条例の一部改正（第1条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2～17 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30</p>	<p style="padding-left: 20px;">附 則 （読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2～17 （略）</p> <p><u>18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31</u></p>

且までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

○加東市税条例の一部改正（第2条関係）

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5ま

且までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

附 則

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5ま

で」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～17 (略)

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

で」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2～17 (略)

18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

○加東市都市計画税条例の一部改正（第3条関係）

附 則

1～10 （略）

11 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3____
__の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで_____」とする。

○加東市都市計画税条例の一部改正（第4条関係）

附 則

1～10 （略）

11 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

1～10 （略）

11 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

附 則

1～10 （略）

11 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第

21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 5 月 日

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第 1 条 加東市税条例(平成 18 年加東市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の右に「、第 6 1 条又は第 6 2 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の右に「、第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を加える。

附則第 10 条の 2 に次の 1 項を加える。

18 法附則第 6 2 条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第 15 条の 2 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 24 条 第 9 条第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、第 9 条第 8 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第 2 条 加東市税条例(平成 18 年加東市条例第 49 号)の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 6 1 条又は第 6 2 条」を「第 6 3 条又は第 6 4 条」に、「第 6 1 条若しくは第 6 2 条」を「第 6 3 条若しくは第 6 4 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 18 項中「附則第 6 2 条」を「附則第 6 4 条」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

（加東市都市計画税条例の一部改正）

第3条 加東市都市計画税条例（平成18年加東市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第11項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の右に「若しくは第61条」を加える。

第4条 加東市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第11項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年1月1日から施行する。